

## 7 その他

### 7 - 1 土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある土地の考え方【法第4条第1項関係】

法第4条第1項の土壌汚染状況調査は「土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある」土地に対して命じられるものであり、この土地に該当する要件としては、「土壌汚染又は地下水汚染が判明しているか、土壌汚染が存在する蓋然性の高い土地」であり、かつ、「暴露の可能性がある場合」と考えられる。

その具体的な例としては、直接摂取によるリスクの観点からは、例えば、

- (1) 隣地で表層土壌の汚染が発見され、当該土地の履歴等から表層で土壌汚染の存在する蓋然性の高い土地、又はこれに類する情報等から表層で土壌汚染の存在する蓋然性が高いと判断される土地で、不特定多数の人が立ち入ることができる状態になっている場合、

地下水等の摂取によるリスクの観点からは、例えば、

- (2) 近隣で地下水汚染が発見され、地下水の流動や当該土地の履歴等から当該汚染の原因と推定される土壌汚染の存在する蓋然性の高い土地で、当該土地の周辺地域での地下水の飲用利用等がある場合  
が想定され、種々の観点から総合的に判断する。

### 7 - 2 土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地の考え方【法第7条第1項関係】

法第7条第1項の汚染の除去等の措置は「土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある」指定区域内の土地に対して命じられるものであり、この土地に該当する要件としては、指定区域内の土地が「暴露の可能性がある場合」と考えられる。

具体的には、例えば、

- (1) 直接摂取によるリスクの観点から指定区域とされた土地が、不特定多数の人が立ち入ることができるような状態となっている場合、
- (2) 地下水等の摂取によるリスクの観点から指定区域とされた土地が、当該土地の周辺地域での地下水の飲用利用等がある場合  
が想定される。